

分科会委員追加検討テーマ

資料4

その他 グリーンWGに振り分けた案件 その他 農業WGに振り分けた案件

提案者	規制改革事項	WG割り振り案	既存の関連案件
大上委員	アジアワイドの航空市場統合(日ASEAN等の「広域マルチオープンスカイ交渉」への転換による、以遠・他国間輸送等の自由化)	その他 運輸(農業+その他 WG)	
	貨物に関するチャーター便・臨時便の許認可制度の見直し(フォワード・チャーターの全面的解禁等)	その他 運輸(農業+その他 WG)	
寺田委員	官民連携による水道事業の国際展開に関する地方公務員の派遣法制の整備	その他 アジア(農業+その他 WG)	
	農地の賃借の許可の迅速化	農業	農業
八田委員	「居住系ビル敷地に指定された事務系容積率の移転制度」による都心住居系ビルの容積率緩和	その他 住宅土地(グリーン+その他 WG)	
速水委員	建築確認申請・審査手続きの円滑化	その他 住宅土地(グリーン+その他 WG)	その他
	木造1時間耐火構造に関する性能評価試験(大臣認定申請用)の試験方法の一部見直し。	グリーン	
	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の緩和	グリーン	グリーン - b
佛田委員	堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正(コスト削減・競争力強化・環境対策)	農業	
	土地改良区に必要な、水路における小水力発電に関する規制緩和(環境・エネルギー対策)	グリーン	グリーン
	集落・町内会の行政法人化による地域運営の透明化(意志決定の透明性・公正性・担い手育成)	その他 地域活性化(農業+その他 WG)	
	農地法の土地利用計画の厳格化と新たなゾーニング及び転用権限についての国への権限委譲	農業	農業
	農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和(地域再生・観光資源化)	その他 地域活性化(農業+その他 WG)	
	市街化調整区域(農振農用地地域)の直売所の面積用途制限の緩和(地域再生・六次産業化)	農業	
	農地の村外(県外・国外)所有者の管理利用責任の義務化(効率化)	農業	
	あらたな農業地域金融への規制緩和	その他 金融(農業+その他 WG)	その他

検討テーマ項目（分科会委員提案）

規制改革事項 （必ず御記入下さい）	アジアワイドの航空市場統合（日ASEAN等の「広域マルチオープンスカイ交渉」への転換による、以遠・他国間輸送等の自由化）
規制の概要 （必ず御記入下さい）	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省がこれまで進めてきた航空自由化交渉では、相手国空港と日本の地方空港の間の運輸権（第4の自由まで）自由化する限られた自由化が進んだ。しかし、以遠権（第5の自由）や他国間輸送（第7の自由）等には依然強い制限がかかったまま。 ・これは、特に貨物航空サービスのビジネスモデルにとって足かせ。諸外国の航空会社が日本に寄航する魅力を減じ、日本の製造業等の荷主が多様な航空会社の航空貨物便を利用する機会を減じるほか、日本の航空会社にとってのビジネスチャンスも減じる結果を生んでいる。 ・「第三国」との権利調整が必要な第5・第7の自由化は、これまでのような二国間交渉では困難。そのため、「広域マルチ・オープンスカイ政策」（日ASEAN等）へ転換すべき。
賛成の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物便については、第5（以遠権）/第7（他国間輸送）を広域マルチで自由化することが、日本の電機・電子等の高付加価値産業や輸出志向の農業が、高頻度の国際航空サービスをより低コストで利用するために必要。まずは、ASEANおよびEUとの間で、貨物専用便についての第5～第7の自由化すべき。 ・旅客便については、2015年目標のASEAN域内航空市場統合に歩調をあわせ、まず日ASEANで第5の自由の無制限化を実現（中国、韓国、インド等によるASEANへのアプローチに日本も追いつく）。 ・日本の航空会社の競争力強化のために、アジアの他国間路線の市場へ参入する道（例えばシンガポール ムンバイ等）を開くべき。
慎重な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・航空交渉は、各国が自国の航空会社の権益を守るべく、運輸権等の交換を行われるもの。国際的な常識としても、ユーザーの利益に鑑みて行われるものではない。 ・日本の航空会社の競争力に鑑みれば以遠・他国間輸送の自由化は時期尚早。アジアの航空会社との競争力に不安。

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>貨物に関するチャーター便・臨時便の許認可制度の見直し(フォワーダー・チャーターの全面的解禁等)</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>チャーター便 チャーターを運航する際には、航空法上の許可が必要。このとき、特に、フォワーダーによるチャーターを原則として禁止しており、外国航空会社を用機するチャーターには更に強い規制がかけられている。</p> <p>国交省は、航空局長通達によりチャーターを「単一の荷送人が一機借り切る(OWN・ユース・チャーター)もの」を原則と定義づけ、フォワーダー・チャーター(フォワーダーが航空機をチャーターし、複数の荷主から集荷・混載)の運航を、スト等の緊急事態時を除き認めていない。</p> <p>また、外国航空会社が日本と第三国の間でチャーター便を運航する「第三国チャーター」の場合、日本の航空会社がそれについて反対しない旨(ノン・オブジェクション・レター)を国土交通省に示す必要がある。</p> <p>臨時便 臨時便を運航する際には、航空法上の認可が必要。このとき、航空自由化相手国の航空会社が、旅客定期便を運航している本邦空港との間で、臨時に貨物専用便を運航しようとしても認可されない等の不自由な運用がなされている。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>チャーター便</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本に立地する製造業は輸出の際、定期貨物便が集中する成田空港に向けて横持ち輸送した上で輸出している。これらは、リードタイムの長期化や追加的な国内物流コストの発生を招いている(追加的な国内輸送の必要は、温暖化対策の観点からも問題)。 ・「フォワーダー・チャーター」が全面的に解禁されれば、各地方空港においてフォワーダーが用機するチャーター便に貨物を載せることが可能になり、リードタイムの短縮や物流コストの削減を見込める。 ・また、「フォワーダー・チャーター」が全面的に解禁されれば、日本のフォワーダーが欧米のインテグレーター(自社で航空機を保有し、国際一貫物流事業を行う FEDEX 等の物流事業者)と競争することを可能にする。 <p>臨時便</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・日本と航空自由化協定が結ばれている国の航空会社であり、発着空港・便数・機材の選択を自由化されているにもかかわらず、日本の国内法の運用の場面で制約をかけるのは合理的でない。 ・定期旅客便が就航している区間で、臨時に貨物専用便を運航することが認められないことについて、合理的な理由が不明。
<p>慎重な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チャーターは、あくまで定期航空便では対応できない突発的な需要を埋めるための緊急措置。この原則を無視し、チャーターを自由化することは、定期便と非定期航空便との間で過度な競争を招き、航空会社の体力を損ね、安定的な定期航空便サービス提供に支障をきたす。 ・フォワード・チャーターの解禁は、日系航空会社を、チャーター専門の海外航空会社との過度な競争にさらすこととなり、経営の安定性を失うばかりか、安定的な航空サービスの提供に支障をきたす。

規制改革事項 (必ず御記入下さい)	官民連携による水道事業の国際展開に関する地方公務員の派遣 法制の整備
規制の概要 (必ず御記入下さい)	地方公務員法、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、地方公共団体が官民連携によって海外で活動することが想定されておらず、地方公務員の海外への派遣が事実上困難になっている。 官民連携による水道事業を展開する特定目的会社への地方公務員の派遣を可能にするよう明文化などの法制整備が必要である。
賛成の意見	アジア各国への水道事業の展開は国際貢献の観点からも重要な課題である。日本では水道事業は、水道施設等の技術は民間企業、運営実績や運営ノウハウは地方公共団体で持っている。日本が水道事業を海外へパッケージ（建設から運営まで）展開していくためには官民連携が不可欠である。
慎重な意見	憲法および公務員法では、すべて公務員は全体の奉仕者であり、公共の利益のため勤務しなければならないとされており、一企業の利益のために勤務することは想定されていない。

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>農地の賃借の許可の迅速化</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>企業の農業参入において、農地の賃貸借等は農業委員会の総会で許可を得る必要があるが、農業委員会の総会は月1回しか開催されず、企業側の準備が整っていても、農業参入に遅滞が生じるケースがある。農業委員会の総会の開催頻度を上げるなど、何らかの手段で農地賃借の許可手続きを迅速化すべきである。</p>
<p>賛成の意見</p>	<p>農業の新たな担い手となり得る企業の新規参入を促進するために、適切に農業を行なうことを前提に、農地の賃貸借手続きを迅速に行うべきである。</p>
<p>慎重な意見</p>	

規制改革事項 (必ず御記入下さい)	「居住系ビル敷地に指定された事務系容積率の移転制度」による都心住居系ビルの容積率緩和
規制の概要 (必ず御記入下さい)	まず、一定の都心地区の各敷地に、事務系ビル用の基準容積率と、それより割り増しした住居系容積率とを指定する。つぎに、住居系ビルが建つ敷地の地主は、その敷地に建設できたはずの事務系ビル用の基準容積率を、この地区内の別の敷地の地主に売却できるものとする。
賛成の意見	上記移転制度のもとでは、居住系ビルの建築に対して事務系ビルの敷地の地主から実質的な補助金が支払われることになるから、都心の居住系ビルが増える。これは、職住近接を可能にし、共働き夫婦の子育ての困難を軽減する。 元来、事務系ビルの制限の目的の1つは、通勤鉄道への負荷を抑制することだが、居住系ビルの増加は、通勤鉄道への負荷をむしろ減らす。しかもこの制度の下では、ある地区内に住居系ビルがどれだけ建てられても、この地区に許可された事務系の床面積の総量は、全体としては減らないため、オフィス集積の利益も妨げない。
慎重な意見	都心の高層化は景観を害する

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>建築確認申請・審査手続きの円滑化</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>2007年6月 2007年の改正建築基準法の施行により建築確認の審査期間が長期化している。</p> <p>2010年6月には、「建築確認手続き等の運用改善」が施行されるとのことであるが、これが特定行政庁や指定確認検査審査機関等による運用に差が生じないように周知徹底されることが必要である。</p> <p>一定規模以上の建築物については、構造計算適合性判定（ピアチェック）が必要となるが、審査件数に見合う適合性判定の体制を拡充することが望まれる。</p> <p>特殊な構造方法や材料等に関する大臣認定、型式適合認定に関し、これらの性能等に係る評価方法については、必要に応じ、適宜、速やかに整備され徹底されることが必要である。</p> <p>また、大臣認定に係る認定手続き等にあつては、申請後速やかに審査がなされ認定書公布の期間を短縮することが望まれる。例えば、大臣認定申請から認定書公布までの標準審査期間の明示等も行うべきである。</p> <p>住宅建設に際しての様々な申請手続きが（建築確認、住宅性能評価、長期優良住宅認定、住宅瑕疵担保責任保険など）必要となっており、申請書類の簡素化、申請、審査のワンストップ化等の整備が必要である。</p>
<p>賛成の意見</p>	
<p>慎重な意見</p>	

規制改革事項 (必ず御記入下さい)	木造耐火構造に関する性能評価試験(大臣認定申請用)の試験方法の一部見直し。
規制の概要 (必ず御記入下さい)	耐火構造に係る性能評価試験の方法については「業務方法書」として整備され、指定試験機関による共有がなされている。例えば、木造の1時間耐火構造にあつては、1時間(60分間)の試験炉での加熱試験を行った後、試験体を試験炉に設置したまま、通常は加熱時間の3倍以上の時間の放置により、試験後の温度上昇の有無や試験体を構成する木材等の炭化の有無等を確認することとされている。これは、実際の火災時を想定した試験方法と推測するが、特に、外壁にあつては、通常は、火災終了(隣接する建築物等の火災時を含め)とともに、屋外側は外気にさらされることとなることから、上記の試験方法のような高温の余熱を蓄えた試験炉に設置したままでの一定時間の放置は過剰な評価となっていると考えられる。従つて、特に外壁の屋外側に関する性能評価試験にあつては、加熱終了後の一定時間の放置については、試験炉から外した(脱炉)状況により放置することとする合理的な見直しが見直されるべきである。
賛成の意見	
慎重な意見	

<p>規制改革事項 (必ず御記入下さい)</p>	<p>鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の緩和。</p>
<p>規制の概要 (必ず御記入下さい)</p>	<p>一般的な建築物にあつては構造計算により構造安全性を確認する必要があるが、特に、鉄筋コンクリート造(RC造)と木造の併用構造とする場合、例えば、1階をRC造とし2、3階を木造とする校舎等の計画において、軒高9m、高さ13mを超える場合等にあつては、一般的な構造計算に加え、偏心率、層間変形角、剛性率の計算(2次設計)が求められている。このとき、RC造と木造との併用構造の場合はRC造部分を含む剛性率の検討は通常は成立せず、このような計画は実質困難となっている。一方、延べ床面積が500平米以下の併用構造の建築物にあつては、関連告示により1階のRC造部分を除き剛性率の検討を行うことが規定されており、結果、住宅レベルの建築物は計画可能であるが、学校等の計画(地階をRC造とし1～3階を木造とする場合も同様の行政指導)は実質不可能な規定となっている。工学的には、500平米以下に限定する意味合いはないと考えられ、「500平米以下」の規定を削除し、当該建築物にあつては、「RC造部分を除いた剛性率の検討」としてよいとする緩和がなされるべきである。</p> <p>これにより木造校舎の建築が可能となり、国産材の利用推進にも資すると考える。</p>
<p>賛成の意見</p>	
<p>慎重な意見</p>	

検討課題

佛田利弘

堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正（コスト削減・競争力強化・環境対策）

堆肥の利用については、自家利用については問題はないが、一定程度の肥料的利用を行うにあたっては、成分の保証等が必要になり、利用が難しいと思われる。

また、有機質肥料の国際的消費増から価格も上昇し始めており、また、畜産農家にとっても、堆肥の有効利用を進めることが処理コストの低減はもとより、収益事業への変換が可能となる。

土地改良区に必要な、水路における小水力発電に関する規制緩和（環境・エネルギー対策）

日本における用水路は、急勾配な箇所も多く、小水力発電に適している箇所も多い。昔は、水車や野菜の洗浄等にもよく使われていた。給水の水量の確保にさえ大きな障害が起きない限り、小水力発電（マイクロ発電）によって、電力供給が困難又はコストのかかかかる利用が可能になることから、獣害対策の電牧や微気象の情報収集の気象ロボット、ネットワークセンサーや無線 LAN、夜間照明等への電力供給が恒常的に可能となり、または、周辺農業施設への電力供給によってコスト削減の一助となる。

集落・町内会の行政法人化による地域運営の透明化（意志決定の透明性・公正性・担い手育成）

各団体の理事や委員の推薦のプロセス等や住民自治のあり方は、集落ごとに議決方法に大きな格差があり、必ずしも、集落の民意と透明性を得たものとは言い切れない。さらに、家長制度等の習慣が色濃く残る地域にあっては、若年層の構成員の能力や意欲を削ぐケースも見受けられており、少子高齢化を見据えた日本社会のあるべき集落自治のあり方を定義してゆくべきであり、その公平公正な自治の実現により、活力ある地域の再生発展が期待される。

また、農業団体の意志決定の透明性が求められているが、そもそも、この集落での意志決定のプロセスとその考え方に起因するとも考えられる。

したがって、行政法人化することにより、そのプロセスを透明化し、公平公正な地域社会を作るとともに、疲弊した農村に活力を与えることが出来ると考えられる。また、集落営農が一部持つその社会性を明快に位置づけるためにも、集落や町内を行政法人化することが望ましい。

農地法の土地利用計画の厳格化と新たなゾーニング及び転用権限についての国への権限委譲

市町村や都道府県が農地の転用権限を一定程度持つことから、不合理な公共転用や第三セクター・民間転用が見受けられる。不法転用についても、強制執行の権限を持ちながらも現実にその処理が追いついていないケースも見受けられる。先進国にふさわしい美しい国と地域を実現するためにも、あるべき農業農村のあり方に沿ったゾーニングとその規制を厳正化すべきである。また、そのことによって集団的農地利用についても障害が発生していることから、一部の例外や事前に定めた利用法を除いて転用等の権限を基本的に国が持ち、地域住民が豊かな農業に触れることの出来る、競争力ある農業と美しい地域の実現に資する農地制度とすべきである。

農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和（地域再生・観光資源化）

日本における長期滞在型農村・地域宿泊施設は極めて少ない。諸制度の規制や要件によって、高

コストな宿泊施設となっている。『成長戦略で農業が位置付けられている観光立国・「地域活性化」戦略に含まれる項目（「新しい公共」、PFI）』という観点からも、国内外の老若問わず旅行客があらたな観光としての長期滞在型を新たな価値として地域ステイできる、地域活性の起爆剤として観光戦略の一貫として、宿泊施設の諸規制を見直すことが求められている。

市街化調整区域（農振農用地地域）の直売所の面積用途制限の緩和（地域再生・六次産業化）

市街化調整区域における直売所等の面積用途制限は、市街化調整区域の両側にある、市街化区域と都市計画の枠外にある地域との狭間にあつて、小規模で近隣集落のための施設とされていることから、地方都市部と農村部の狭間にあつて、生活者との交流が求められる重要な地域であることから、一定の制限を設けつつも、面積と用途の適切な拡大が望ましい。

農地の村外（県外・国外）所有者の管理利用責任の義務化（効率化）

不在地主による農地の所有が増えつつあるなかで、農家組合の集金等の集落の管理コストが増大するとともに、集落が課す見えざる租税公課とその管理義務については、不在地主の意識として希薄化しつつある。また、耕作放棄地等については、その存在すら実態として放棄しつつあることから、結局、親戚や地元の関係者がかりすることとなる。農地の利用集積からも弊害が生じており、農家経営の負担となっていることから、一定程度の管理利用責任を義務化すべきである。

あらたな農業地域金融への規制緩和

『「新しい公共」を支える金融スキームの拡充』にあるように、NPO 金融や農業ファンドといったソーシャルファイナンスを助長させる規制緩和が求められる。従前の規模の経済を主軸にした金融のみの社会から、一方、範囲の経済や関係の経済を主軸にした公共社会金融の機能が求めはじめられており、農業をも包含した新たなソーシャルファイナンスを定義し、その運営に必要なスキームと制度整備が必要となる。